

市役所からの お知らせ



ふるさと しぜん まも 故郷の自然を守るため なくそう！ 不法投棄

ごみを不法投棄すると5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金法人は3億円以下)の対象になります。

不法投棄をなくすため、市では「不法投棄ゼロ宣言事業」を実施しています。これは町内会単位で、地区内での不法投棄防止活動に取り組み、その活動を市が支援するもので、住民によるパトロールや清掃、不法投棄が発生しやすい場所の草刈りなどを行っています。

事業への登録団体▼下浜名ヶ沢自治会／雄和女米木同栄会／河辺戸島町内会／雄和平尾島自治会／金足片田町内会／下新城岩城町内会／太平野田町内会／添川町内会／上北手大山田町内会／河辺杉沢町内会／上北手寺村町内会／松原町内会／道川町内会

河辺杉沢町内会の 取り組み(上の写真)

不法投棄されやすい林道や神社近辺で、年2回の草刈りと定期的なパトロールを行っています。

会長の石塚映さんは、「昨年度からこの事業に取り組み、不法投棄が減っているのを実感しています。今後も町内で協力して取り組



んでいきますとのことでした。
●問い合わせ 廃棄物対策課
☎(866)2076



食べきりアイデア レシピを募集中

家庭での食べ残しごみを減らすため、残った料理のリメイクレシピなどを募集しています。最優秀賞1点、優秀賞2点、審査員特別賞2点には、賞状と副賞(秋田市の農産加工品のセット)を贈呈します。
応募用紙の配布場所寺内蛭根の環境都市推進課(同課ホームページでも、あきたタニタ食堂(中通)、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民SC、各市立図書館
応募方法▼応募用紙に必要事項を書いて、作品の写真を添付し、9月4日(金)(必着まで、環境都市推進課へ郵送、Eメール、持参のいずれかで。
〒011-0904 寺内蛭根三丁目24-3 環境都市推進課
Eメール ro-evcp@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 環境都市推進課
☎(866)2943

「緑のカーテン」写真 コンテストの作品募集

アサガオやゴーヤなどのツルで覆われた「緑のカーテン」の写真

を募集します。優秀作品には記念品を贈呈します。
対象作品▼応募者自身が、市内の住宅や学校、会社などに設置した緑のカーテンを撮影した写真
応募用紙の配布場所▼市役所1階総合案内、寺内蛭根の環境総務課、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民SC、アルヴェ駅東SC
応募方法▼応募用紙に必要事項を書いて、A4サイズの写真、または画像ファイル(縦横比3:4で4メガバイト以内)1点と一緒
に、9月11日(金)(必着まで、環境総務課へ郵送、Eメール、持参のいずれかで。
〒011-0904 寺内蛭根三丁目24-3 環境総務課
Eメール ro-evmn@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 環境総務課
☎(866)6862

光回線などの契約トラ ブルにご注意ください

「プロバイダ(※)を変更すれば、インターネットの代金が安くなる、今より通信速度が速くなる」などと電話勧誘されたことはありませんか？
内容をよく理解しないまま契約してしまつと、やめたいと思つても高額な解約料を請求されるなどのトラブルが発生することがあり

ます。困つた時は、市民相談センターへご相談ください。
☎(866)2016

※インターネットに接続するサービスを提供する事業者のこと。
通信サービス契約トラブルの例
・契約している電話会社を名乗り電話が来たので、サービス内容の変更だと思い込んだが、実際は別会社の代理店の勧誘だった
・使ってみたら、説明されたほど通信速度が速くならなかった
・以前よりも月々の請求金額が高くなった
・解約の際、高額な解約金や工事代金を請求された

●契約の際はご注意ください
▼通信サービスの契約は、クーリング・オフ制度が適用されません
▼電話で了承しただけでも通信サービスの契約が成立します

屋外広告物講習会

日時▼9月29日(火)午前9時45分～、30日(水)午前9時30分
会場▼秋田地方総合庁舎6階(山王) 手数料▼4千円
申し込み▼秋田地域振興局建設部用地課にある申し込み用紙を、9月4日(金)まで同課へ

●問い合わせ 市都市計画課
☎(866)2152

地域の声を 今冬のゆき対策に



町内会長へのアンケート調査結果

昨冬の除排雪に関するアンケートを、市内1,023町内会長を対象に実施しました。回答数は703件で、回収率は約70%でした。

降雪量が少なかったこともあり、幹線道路や生活道路の除排雪に対しては、おおむね良かったとの回答をいただきました。また、新たな取り組みである小型除雪機の運搬や排雪用に使う軽トラックの貸し出しについては、「制度がわからない・利用しない」との声も寄せられました。

これらの貴重なご意見は、今冬のゆき総合対策の参考といたします。ご協力ありがとうございました。アンケートについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。

地域の除排雪について

- 幹線道路▶良かった・やや良かった…58%、悪かった・やや悪かった…5%
- 生活道路▶良かった・やや良かった…46%、悪かった・やや悪かった…10%
- 歩道▶良かった・やや良かった…27%、悪かった・やや悪かった…20%

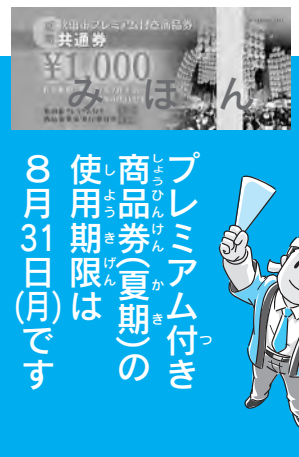
ゆき対策の取り組みなどについて

- ホームページでのGPSによる除雪車両位置情報の提供▶良かった・どちらかといえば良かった…18%、悪かった・どちらかといえば悪かった…1%、分からない(利用しなかった)…68%
- 短期貸し出し用小型除雪機のコミセンへの配備▶利用したい…12%、制度が分からない…8%、利用しない…80%
- 小型除雪機の運搬や排雪用軽トラックの貸し出し▶利用したい…15%、制度が分からない…10%、利用しない…75%
- 市民一斉除雪デー▶良かった・どちらかといえば良かった…46%、悪かった・どちらかといえば悪かった…4%

問い合わせ 生活総務課 ☎(866)8921

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

●文中「SC」はサービスセンターの略です。



秋田市プレミアム付き商品券(夏期商品券)の使用期限は、8月31日(月)です。夏期商品券は、冬期商品券(11月下旬から販売予定)の使用期間ではご利用できません。また、未使用分の夏期商品券の返金や換金、冬期商品券との交換

などはできませんのでご注意ください。

●問い合わせ 秋田市プレミアム付き商品券事業実行委員会事務局
☎(838)0238
同商品券ホームページ
http://www.akita-premium.jp/

バス福祉特別乗車証の更新をお忘れなく

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかたにご利用いただいている、バスの福祉特別乗車証の有効期限は9月30日(水)です。

引き続きご利用するかた

8月中旬にお送りした申請書を

8月31日(月)まで、障がい福祉課(市役所福祉棟1階)、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民SCに提出してください(郵送の場合は、障がい福祉課へ)。新しい乗車証は9月下旬までにお送りします。

なお、8月31日(月)まで申請できなかった場合は、9月24日(木)以降に手帳と印鑑を持って各窓口で直接申請してください。その場で乗車証をお渡しします。

■新たに交付を希望するかた

障がい福祉課へご連絡ください。入院中、施設入所中のかたは対象になりませんので、退院・退

所後に申請してください。

●問い合わせ 障がい福祉課

☎(866)2093
FAX(863)6362

障害福祉サービスの対象となる難病の種類が拡大

7月1日から、障がい福祉サービスの対象となる難病などが、151種類から332種類に拡大されました。対象となる疾病など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 障がい福祉課

☎(866)2093
FAX(863)6362